

平成18年3月6日

「総則」についての起草部会の検討状況

1 条例制定の意義・必要性

- (1) 練馬区の最高規範
- (2) 区民の自治意識の高まり・成熟
- (3) 練馬区の地域特性と課題
- (4) 国・地方の分権改革の流れ
- (5) 団体自治・住民自治の拡充
- (6) 練馬区における自治の再定義

2 自治の基本原則

- (1) 区民主権
- (2) 情報共有
- (3) 信託における参画と自己決定
- (4) プロセス(手続・過程)と合意の重視

3 区民の定義

- (1) 住民・・・区内に住所を有する者
 - (2) 区民・・・住民および区内に在勤、在学する者、活動する者
(自然人)
 - (3) 事業者・・・区内で事業活動をする者(非自然人。法人格の有無は問わない)
 - (4) 区民等・・・区民、事業者
- 上記については、引き続き検討中。

4 国や都との関係（団体自治）

- (1) 憲法上の地方公共団体を目指す。
- (2) 自主的な財政運営・財源確保
- (3) 国・都との対等で協力的な関係

5 行政運営の基本原則

- (1) 区民の主体性重視

表現方法および区民の責務等との関係性については、引き続き検討中。

- (2) 公益の追求と個々の権利・自由の尊重のバランス
- (3) 民主的にして効率的な行政運営
- (4) 公正・公平で透明かつ応答的な行政運営
- (5) 適正かつ健全な財政運営
- (6) この条例の趣旨をふまえた運営・見直し

6 条例の構成・位置づけ・改定の方法

- (1) 練馬区の最高規範
- (2) 改定手続（住民投票など）
- (3) 自治の拡充・強化のための（仮称）自治推進委員会の設置

自治推進委員会は、(3) の役割とともに(2) の改定手続の主体となり、区および区民による改定要求を受け付ける第一次的機関とする。